

地方分権改革の取組類型

各事例について、地方分権改革の取組類型別に整理すると、以下のとおりです。

(1) 国の制度改革の成果を活かした取組

取組類型	事例
＜義務付け・枠付けの見直し＞ 第1次～第3次一括法等により、これまで法令により全国一律に定められていた道路の構造に関する基準や公営住宅の入居・整備基準など、施設・公物設置管理の基準を条例に委任したり、国への協議や通知・届出・報告義務を廃止するなどの見直しを行ったもの。 なお、施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、「参酌すべき基準」、「標準」、「従うべき基準」とされている。(注)	事例1 地域の知恵を総動員した保育の充実 事例4 要介護高齢者の「生活の場」整備促進 事例5 地域で支えるグループホームの整備促進 事例9 津波避難路による円滑な避難 事例10 くらしを支える「みちづくり」 事例11 「坂の街」長崎市の新たな道作り 事例12 多雪・多雨地域の公営住宅整備
＜権限移譲＞ 第2次～第3次一括法等により、都道府県から市町村に権限を移譲したもの。	事例2 子育て相談の窓口一元化 事例8 地域の実情に応じた都市計画の決定 事例18 NPO 活動の総合的支援 事例22 市のまちづくりに応じた独自の工場立地基準
＜条例による事務処理特例制度＞ 地方自治法 252 条の 17 の 2 に基づき、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲したもの。 ※地方自治法 252 条の 17 の 2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。	事例14 屋外広告物の規制による美しいまちづくり 事例16 地域の実情に応じた教職員人事行政の実施 事例19 パスポート交付手続が迅速・便利に 事例20 大気汚染の規制事務に関する専門性の確保
＜補助対象財産の処分の弾力化＞ 平成 20 年 4 月、概ね 10 年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、用途・移譲先を問わず国庫納付を求めないなどの取扱いが定められたことを受けて、補助対象財産の有効活用を図ったもの。	事例23 民間事業者による空き公共施設の有効活用

(2) 分権意識の高まりが生んだ地方独自の取組

取組類型	事例
＜自主条例の活用＞ 様々な地域課題に対応するため、地方公共団体が自らの発意で主体的に条例を定めたもの。	事例6 障がい者千人雇用推進条例の制定 事例7 朝ごはん条例の制定 事例13 空き家適正管理条例の制定 事例15 町民協働による景観づくり 事例17 文化振興によるまちづくり 事例21 水資源保全条例の制定 事例23 民間事業者による空き公共施設の有効活用（再掲）
＜住民との協働・参画＞ 住民と行政との協働や、住民の政策形成過程への参画により、独自施策の展開を図ったもの。	事例3 保育士のいる屋根付き公園「子育ての駅」 事例14 屋外広告物の規制による美しいまちづくり（再掲） 事例15 町民協働による景観づくり（再掲） 事例17 文化振興によるまちづくり（再掲） 事例24 公開プレゼンによる市民参加型の事業採択 事例25 ちば市民協働レポート実証実験 事例26 「地域自主組織」によるまちづくり
＜地方議会の活性化＞ 議員提案条例の制定や議会情報の発信など、地方議会の活性化を図ったもの。	事例27 市民に開かれた議会
＜推進体制の整備等＞ 地方公共団体が施策を行うための推進体制の整備等を図ったり、事務の共同処理など、複数の地方公共団体が協働して、施策の推進を図ったもの。	事例20 大気汚染の規制事務に関する専門性の確保（再掲） 事例28 権限移譲の計画的な推進と情報発信 事例29 県町村会による自治体クラウド 事例30 二重行政解消や権限移譲に向けた取組

注) 施設・公物設置管理基準を条例委任する場合の国の基準類型

参酌すべき基準	標準	従うべき基準
・十分参照しなければならない基準。 ・法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができる。	・通常よるべき基準。 ・法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて、「標準」と異なる内容を定めることができる。	・必ず適合しなければならない基準。 ・法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。